



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！

新型コロナウイルスに伴う雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルスの影響で業績が悪化した企業に雇用を維持してもらうため、厚労省は「雇用調整助成金」の対象を拡大しました。

「雇用調整助成金」は、景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合、売り上げや生産が減少しても従業員を解雇せず、休業や出向などによって雇用調整を行う企業に、国が手当ての一部を助成する制度です。

厚労省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2月14日、中国人観光客の減少で経営が悪化した企業などを対象に支給要件を緩和しました。しかしその後、経済への影響が広がっているとして、支給対象となる企業を拡大しました。

【雇用調整助成金 特例対象】企業に対して助成

<支給要件>

1. 拡大後の対象事業主の範囲

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

2. 期間

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

3. 生産指標

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少していること

※休業などの期間は今年1月24日以降となっていて、今年5月末までであれば計画書の事後の提出でも助成金の支給が認められます。

※事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

保護者休業の助成金 1日8330円上限

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた小学校などの臨時休業を受け、厚労省は、仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、1人当たり日額上限8330円の助成金を出す新たな制度の概要を発表しました。正規雇用、非正規雇用は問わず助成しますが、自営業、フリーランスなどは対象外となります。

臨時休業した小学校などに通う子の保護者である労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業が対象となります。ただし、子どもが**中高生以上の場合は対象外**となります。

【保護者休業の助成金】企業に対して助成

<支給要件>

1. ①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別に、**有給**（賃金全額支給＝年次有給休暇の場合と同様）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

2. 支給額

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

3. 休暇適用日

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇



マンスリーピックアップ

協会けんぽの健康保険料率UP、64歳以上の雇用保険料徴収開始

令和2年度 協会けんぽ健康保険料率（長野支部）

令和2年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。健康保険料率は、現行の9.69%から9.70%へ引き上げ、介護保険料も、現行の1.73%から1.79%へ引き上げとなります。新保険料率の保険料を3月の給与支給分から適用させるか、4月支給分から適用させるかは会社により異なりますので、しっかりと確認ください。

現行 標準報酬月額 9.69%	健康保険料率 	令和2年3月分（4月納付分から） 標準報酬月額 9.70%	UP↑
現行 標準報酬月額 1.73%	介護保険料率 	令和2年3月分（4月納付分から） 標準報酬月額 1.79%	UP↑

※【東京支部】健康保険料率**9.87%**（従前9.90%）、介護保険料率**1.79%**（従前1.73%）

令和2年4月より64歳以上の被保険者についても雇用保険料が発生します

現在、雇用保険被保険者のうち、4月1日時点で64歳以上の被保険者については雇用保険料が免除されていますが、**令和2年4月よりこの免除が廃止され、64歳以上の被保険者についても雇用保険料（事業主・本人）が発生します。**

給与計算におきましては、令和2年4月1日以降に締日が到来する給与から、64歳以上の被保険者についても雇用保険料を徴収する必要があります。

- 例) 末日締め 翌月20日支払い ⇒ 5/20支給分（4/1～4/30分給与）より徴収開始
- 20日締め 当月末日支払い ⇒ 4/30支給分（3/21～4/20分給与）より徴収開始
- 15日締め 当月25日支払い ⇒ 4/25支給分（3/16～4/15分給与）より徴収開始

■令和2年度の労働保険年度更新について

平成31年度（令和1年度）分の確定申告は、今まで通り、雇用保険被保険者の賃金総額から高年齢者の賃金総額を控除して雇用保険料を算出します（64歳以上の被保険者についてはかかりません）。

令和2年度分の概算保険料の申告は、雇用保険加入要件を満たす64歳以上の方を含め全従業員分の賃金総額から雇用保険料を算出しなければなりません。

高齢者の従業員を多く雇用している会社では、令和2年度以降の雇用保険料の増大が見込まれます。



今年に入り、新型コロナウイルスによる様々な影響が、私たちの生活に直接的な影響をもたらすようになりました。日々刻々と変わる状況に不安な思いをされている人が多いと思います。マスク不足でメルカリやヤフオクには転売商品が多数出品され（マスク一箱4万円、マスク1枚700円など）、デマの拡散によるトイレットペーパー等の紙類が店頭から見当たらない状態になるなど、社会全体が真意不明な情報に翻弄されている感じがみられます。見えないウィルスの存在に不安になりますが、さまざまな情報が飛び交う中、自分自身の確かな目をもって情報の取捨選択を行い、行動していく必要があるのではないのでしょうか。事態が早く収束し、普段の生活が戻って来てほしいです。（五味良子）

